

【改訂】

学校関係者の感染状況のデータやその分析の更新、冬季の感染症対策、臨時休業の考え方等について改訂しました。

本マニュアルについて、自治体の衛生主管部局にも共有いただくようお願いします。

事 務 連 絡

令和2年12月3日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課
各都道府県私立学校主管部課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を 御中
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～」の改訂について

この度、令和2年5月22日に発出した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」を改訂しましたので、お知らせします。

主な改訂箇所は、別紙の通りとなります。

本マニュアルは、令和2年12月3日時点での最新の知見に基づき改訂したものであり、新たな情報や知見が得られた場合には、見直しを行うことを予定しています。また、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室からは、別添の「感染リスクが高まる「5つの場面」」が出ておりますので、これも参考に、感染症対策の取組を進めてくださるようお願いいたします。

あわせて、本マニュアルについては、自治体の衛生主管部局にも共有いただくようお願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対

して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようお願いします。

<本件連絡先>

文部科学省:03-5253-4111(代表)

○下記以外の保健指導・衛生管理に関すること

初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918・2976)

○身体的距離の確保にかかる人的体制の確保に関すること

・公立学校について 初等中等教育局 財務課(内3704)

・私立学校について 高等教育局私学部 私学行政課(内2533)

・国立学校について 総合教育政策局 教育人材政策課(内3498)

○障害のある児童生徒等に関すること

初等中等教育局 特別支援教育課(内3193)

○教職員の勤務に関すること

・公立学校について 初等中等教育局 初等中等教育企画課(内2588)

・私立学校について 高等教育局 私学部 私学行政課(内2533)

・国立学校について 総合教育政策局 教育人材政策課(内3498)

○各教科の指導に関すること

・下記以外 初等中等教育局 教育課程課(内2565)

・体育・保健体育 スポーツ庁 政策課(内2674)

・音楽・図画工作等 文化庁 参事官(芸術文化担当)(内3163)

○部活動に関すること

スポーツ庁 政策課(内3777)

文化庁 参事官(芸術文化担当)(内2832)

○修学旅行等に関すること

・修学旅行について 初等中等教育局 児童生徒課(内2389)

・遠足・集団宿泊的行事、旅行・集団宿泊的行事について

初等中等教育局 教育課程課(内2903)

○学校給食に関すること

初等中等教育局 健康教育・食育課(内2694)

○学校図書館に関すること

総合教育政策局 地域学習推進課(内3717)

○幼稚園における指導に関すること

初等中等教育局 幼児教育課(内2376)

学校衛生管理マニュアル（Ver. 5）の主な改訂箇所について

1. データやその分析の更新

児童生徒や教職員等の感染状況やその分析について、前回集計時点（6月1日～8月31日報告分）に11月25日までの感染状況を追加。同一校の5人以上及び10人以上の感染事例の分析を追加。感染事例の大半が学校内で感染者1人にとどまっていること等について、各学校での感染拡大の防止のための工夫と努力が大きいと考えられ、取組の継続を引き続き依頼。

2. 感染拡大地域における学校教育継続の考え方について追記

特に小・中学校は、地域一斉の臨時休業は基本的には避けるべきと明記。また、中高生については、感染の状況に応じて、マスクを着用しないで行う感染リスクの高い活動を一時的に制限する対応を検討することなどを追記。

3. 冬季の対策について追記

冬季でも可能な限り常時換気に努め、室温低下により健康被害が生じないように暖かい服装を心がけることや、室温が下がりすぎないように空き教室を活用して行う「二段階換気」等について追記。また、換気は地域に応じた方法もあることを紹介。

4. マウスシールドについての注意喚起を追記

5. 感染者が発生した場合の臨時休業の考え方を再整理

「感染者が発生したらまず臨時休業する」対応を見直し、臨時休業の可否を保健所と相談の上、真に必要な場合に限り行う旨を明記。

6. その他

- ・「新型コロナウイルス“差別・偏見をなくそう”プロジェクト」の活用について追記。
- ・体育のマスク着用について追記。
- ・給食等の昼食をとる場面の留意事項を追記。
- ・健康診断の実施について追記。
- ・「学校等欠席者・感染症情報システム」加入のメリットを紹介。
- ・幼児のマスク着用について、厚生労働省の見解を踏まえ、追記。

感染リスクが高まる「5つの場面」

別添

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



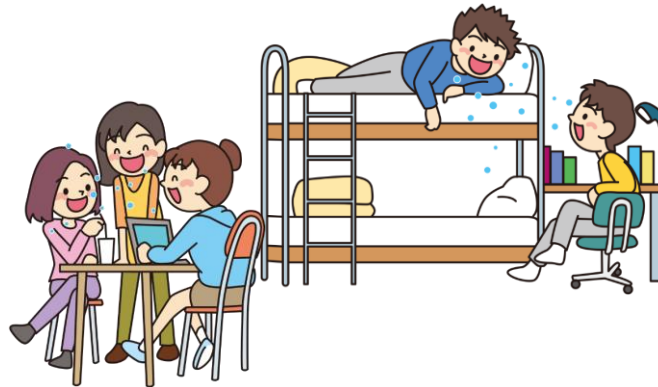
場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。

